

香川県報



号外 2

平成 16 年

3月30日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

| | |
|---|----|
| 公安委員会規則 | 一 |
| ●香川県警察組織規則の一部を改正する規則 | 一 |
| ●香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則 | 三 |
| ●香川県警察協議会規則の一部を改正する規則 | 四 |
| ●交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則 | 五 |
| ●道路交通法施行細則の一部を改正する規則 | 九 |
| ●傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則 | 九 |
| 公安委員会告示 | |
| ●平成十二年香川県公安委員会告示第二十三号（香川県公安委員会の公印）の一部改正 | 一〇 |
| ●平成十二年香川県公安委員会告示第十五号（少年指導委員の活動区域の指定）の一部改正 | 一〇 |
| ●平成十二年香川県公安委員会告示第十八号（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づく診断を行う医師の指定）及び平成十二年香川県公安委員会告示第十九号（警備業法の規定に基づく診断を行う医師の指定）の一部改正 | 一〇 |
| ●平成十四年香川県公安委員会告示第五号（道路交通法施行規則に規定する医師の認定）の一部改正 | 一〇 |

警察本部告示

- 香川県警察の組織改正に伴う関係規程の整理等に関する規程 一
- 道路交通法実施規程の一部を改正する規程 一
- 香川県警察職員倫理規程の一部を改正する規程 二
- 平成十二年香川県警察本部告示第二十三号（香川県警察の公印）の一部改正 三

公安委員会規則

香川県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十日

香川県公安委員会委員長 神原博

香川県公安委員会規則第五号

香川県警察組織規則の一部を改正する規則

香川県警察組織規則（平成十二年香川県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号を次のように改め、同条第四項を削る。

四 生活環境課

第五条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加え、同条第一項を削る。

三 組織犯罪対策課

第六条第四項中「を置き」を「並びに運転免許小豆事務所を置き」に、「とする」を「とし、運転免許小豆事務所の位置は小豆郡土庄町淵崎甲二千八百八十九番地」とするに改める。

第十四条第二号を次のように改める。

二 犯罪の取締りのための情報技術の解析に関すること。

第十五条第六号を次のように改める。

六 特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成十五年法律第六十五号）の施行に関すること。

第十五条中第七号から第十一号までを削り、第十二号を第七号とし、第十三号から第十

号を削る。

（号外二）

五号までを五号ずつ繰り上げ、第十号の次に次の三号を加える。

十一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百十二号)の施行に関する事(生活環境課の所掌に属するものを除く。)

十二 古物営業法(昭和二十四年法律第八号)の施行に関する事。

十三 質屋営業法(昭和二十五年法律第五十八号)の施行に関する事。

第十五条中第十六号を第十四号とし、第十七号を削り、第十八号を第十五号とし、第十九号を第十六号とする。

第十七条第一項に次の一号を加える。

十 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成十五年法律第八十三号)の施行に関する事。

第十八条の見出しを「(生活環境課)」に改め、同条第一項中「生活保安課」を「生活環境課」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「こと」の下に「(組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号を同項第一号とし、同項第三号中「こと」の下に「(組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号を同項第二号とし、同項中第四号から第十号までを削り、第十一号を第三号とし、同号の次に次の八号を加える。

四 高圧ガスその他の危険物の取締りに関する事。

五 風俗関係事犯の取締りに関する事。

六 売春関係事犯の取締りに関する事。

七 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関する事。

八 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)の施行に関する事。

九 特許権、商標権等の工業所有権及び著作権を侵害する事犯その他の無体財産権関係事犯の取締りに関する事。

十 前号に掲げるもののほか、経済関係事犯の取締りに関する事。

十一 公害関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに関する事。

第十八条第一項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加え、同条第二項を削る。

十二 保健衛生関係事犯の取締りに関する事(組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。)

第十九条を削る。

第二十条中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条を第十九条とする。

第二十一条第一項第五号から第八号まで及び同条第二項を削り、同条を第二十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(組織犯罪対策課)

第二十一条 組織犯罪対策課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 組織犯罪対策に関する企画、立案及び調整に関する事(他の課の所掌に属するものを除く。)

二 組織犯罪情報の収集、整理、分析その他組織犯罪情報に関する事(他の課の所掌に属するものを除く。)

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の施行に関する事。

四 暴力団に係る犯罪の取締りに関する事。

五 麻薬、覚せい剤その他の薬物に関する犯罪の取締りに関する事。

六 けん銃その他の銃器に関する犯罪の取締りに関する事。

七 組織犯罪の取締りに関する事(他の課の所掌に属するものを除く。)

八 国際捜査共助に関する事。

第二十七条に次の一項を加える。

4 運転免許小豆事務所においては、香川県小豆警察署の管轄区域内に住所を有する者についての前項に規定する事務を処理する。

第三十七条第一項中「課、」を「課及び」に、「及び所」を「並びに科学捜査研究所」に改める。

第三十九条の二の次に次の一条を加える。

(組織犯罪対策管理官)

第三十九条の三 刑事部に、組織犯罪対策管理官一人を置き、警視の階級にある警察官を

もつて充てる。

2 組織犯罪対策管理官は、上司の命を受け、第二十一条各号（第一号及び第三号を除く）に掲げる事務を処理し、部下の職員を指揮監督する。

第四十七条の表香川県土庄警察署の項を削り、同表香川県内海警察署の項中「香川県内海警察署」を「香川県小豆警察署」に改め、同表香川県多度津警察署の項を削る。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十日

香川県公安委員会委員長 神原博

香川県公安委員会規則第六号

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

香川県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則（平成十二年香川県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表警務部の項から交通部の項までを次のように改める。

| | | | | | | |
|-------|-----|-----|------|------|-----|------|
| 警務部 | 一七人 | 二〇人 | 三八人 | 七五人 | 八六人 | 一六一人 |
| 生活安全部 | 一四人 | 一六人 | 七三人 | 一〇三人 | 一八人 | 一一二人 |
| 刑事部 | 九人 | 一八人 | 八〇人 | 一〇七人 | 二八人 | 一三五人 |
| 交通部 | 九人 | 一三人 | 八一一人 | 一〇三人 | 五〇人 | 一五三人 |

第二条第一項の表警備部の項中「六八人」を「七三人」に、「八三人」を「八八人」に、「八六人」を「九一人」に改め、同表香川県警察学校の項中「一〇九人（うち、一〇二人を「九〇人（うち、八三人）」に、「一一人」を「九六人」に、「一一人」を「九九人」に改め、同表合計の項を次のように改める。

| | | | | | | |
|----|-----|-----|------|------|------|------|
| 合計 | 五六人 | 八一人 | 四三五人 | 五七二人 | 一八八人 | 七六〇人 |
|----|-----|-----|------|------|------|------|

第二条第二項中「あつては四人」を「あつては三人」に、「八人」を「十人」に、「十四人」を「二十二人」に、「十二人」を「九人」に改める。

第三条の表さぬき警察署の項中「六一人」を「六六人」に、「七〇人」を「七五人」に、「七六人」を「八一人」に改め、同表高松東警察署の項中

六人 四九人 に改め、同表土庄警察署の項を次のように改める。

| | | | | | | |
|-------|----|----|-----|-----|----|-----|
| 小豆警察署 | 一人 | 五人 | 四二人 | 四八人 | 五人 | 五三人 |
|-------|----|----|-----|-----|----|-----|

第三条の表内海警察署の項を削り、同表高松北警察署の項中「二五五人」を「二五七人」に、「二七二人」を「二七四人」に、「二九五五人」を「二九七人」に改め、同表高松南警察署の項及び坂出警察署の項を次のように改める。

| | | | | | | |
|--------|----|-----|------|------|-----|------|
| 高松南警察署 | 四人 | 一〇人 | 一八六人 | 二〇〇人 | 一六人 | 二二六人 |
| 坂出警察署 | 三人 | 六人 | 一〇五人 | 一一四人 | 二二人 | 二二六人 |

第三条の表丸龜警察署の項を次のように改める。

| | | | | | | |
|-------|----|----|-----|------|-----|------|
| 丸龜警察署 | 三人 | 七人 | 九九人 | 一〇九人 | 一三人 | 一一二人 |
|-------|----|----|-----|------|-----|------|

第三条の表多度津警察署の項を削り、同表善通寺警察署の項中「三一人」を「三八人」に、「三八人」を「四五人」に、「四四人」を「五一人」に改め、同表観音寺警察署の項中「八五人」を「八七人」に、「九三人」を「九五五人」に、「一〇四人」を「一〇六人」に改め、同表合計の項を次のように改める。

| | | | | | | |
|----|-----|-----|--------|--------|------|--------|
| 合計 | 二五人 | 八三人 | 一、〇六三人 | 一、七二一人 | 一一七人 | 一、二八八人 |
|----|-----|-----|--------|--------|------|--------|

第四条の表生活安全部の項中「一人」を「二人」に改め、同表警備部の項中

二人 を一人一人 に改め、同表高松北警察署の項中「二人」を「三人」に改め、同項の次に次のように加える。

| | | | | | | |
|--------|----|----|----|----|----|----|
| 高松南警察署 | 一人 | 一人 | 一人 | 一人 | 一人 | 一人 |
|--------|----|----|----|----|----|----|

第四条の表合計の項を次のように改める。

| | | | | | |
|-----|----|----|-----|-----|-----|
| 合 計 | 一人 | 二人 | 一四人 | 一七人 | 一七人 |
|-----|----|----|-----|-----|-----|

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

香川県警察署協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第七号

香川県警察署協議会規則の一部を改正する規則

香川県警察署協議会規則（平成十三年香川県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 次の各号に掲げる協議会の委員の定数は、別表の規定にかかわらず、当分の間、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 さぬき警察署協議会 七人

二 小豆警察署協議会 六人

三 丸亀警察署協議会 八人

別表香川県土庄警察署の項を次のように改める。

香川県小豆警察署

小豆警察署協議会

三人

別表香川県内海警察署の項を削り、同表香川県丸亀警察署の項中「五人」を「六人」に改め、同表香川県多度津警察署の項を削る。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十日

香川県公安委員会規則第八号

香川県公安委員会委員長 神 原 博

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成十二年香川県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表香川県土庄警察署の項を削り、同表香川県内海警察署の項中「香川県内海警察署」を「香川県小豆警察署」に、「内海警察署所在地」を「小豆警察署所在地」に改め、同項に次のように加える。

| | | |
|--------------|----------------------------|-------------------------------------|
| 大部駐在所 | 小豆郡土庄町大部 甲三二四六番地二 五 | 土庄町のうち、大部、小部 |
| 大鐔駐在所 | 小豆郡土庄町肥土 山甲一七九九番地 一 | 土庄町のうち、笠滝、黒岩、小馬越、肥土山 池田町のうち、大字中山 |
| 北浦駐在所 | 小豆郡土庄町見目 乙六九二番地一七 | 土庄町のうち、馬越、小海、見目、屋形崎 |
| 土庄交番 | 小豆郡土庄町淵崎 甲二一八九番地二 | 土庄町のうち、上庄、土庄町、淵崎 |
| 四海駐在所 | 小豆郡土庄町伊喜 末一番地二八 | 土庄町のうち、伊喜末、小江、滝宮、長浜 |
| 土庄港警備 派出所 | 小豆郡土庄町甲五 九七八番地四一 | |
| 豊島駐在所 | 小豆郡土庄町豊島 家浦二二六八番地 五六 | 土庄町のうち、豊島家浦、豊島唐櫃、豊島甲生 |
| 池田駐在所 | 小豆郡池田町大字 池田九八四番地二 | 池田町のうち、大字池田、大字蒲生 |
| 三都駐在所 | 小豆郡池田町大字 吉野一三五番地三 | 池田町のうち、大字蒲野、大字神浦、大字二面、大字室生、大字吉野 |

別表香川県丸亀警察署の項中、「丸亀市飯野町東分二二三五番地六」を、「丸亀市飯野町東分二二三九番地五」に改め、同項に次のように加え、同表香川県多度津警察署の項を削る。

| | | |
|-----------|-------------------------|---|
| 豊原駐在所 | 仲多度郡多度津町 大字南鴨七二番地七 | 多度津町のうち、大字葛原、大字道福寺、大字南鴨、北鴨一丁目、北鴨二丁目、北鴨三丁目、寿町、幸町、若葉町 |
| 多度津交番 | 仲多度郡多度津町 栄町一丁目一番七四号 | 多度津町のうち、大通り、家中、京町、栄町一丁目、栄町二丁目、栄町三丁目、桜川一丁目、桜川二丁目、仲ノ町、西浜、東新町、東浜、東港町、日の出町、堀江一丁目、堀江二丁目、堀江三丁目、堀江四丁目、堀江五丁目、本通一丁目、本通二丁目、本通三丁目、元町 |
| 四箇駐在所 | 仲多度郡多度津町 大字三井四三一番地六 | 多度津町のうち、大字青木、大字庄、大字三井、大字山階 |
| 多度津港警備派出所 | 仲多度郡多度津町 東浜一一番八号 | |
| 白方駐在所 | 仲多度郡多度津町 大字西白方三九九番地五 | 多度津町のうち、大字奥白方、大字西白方、大字東白方、大字見立、西港町 |
| 高見駐在所 | 仲多度郡多度津町 高見一七二六番地一 | 多度津町のうち、佐柳、高見 |

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十日

香川県公安委員会規則第九号

香川県公安委員会委員長 神原博

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（平成十二年香川県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、小豆警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う届出については、警察本部交通部運転免許課運転免許小豆事務所（以下「運転免許小豆事務所」という。）に行うことができる。

第五十条第二項中、「前項本文の規定により免許証の記載事項の変更の届出を行う」を、「前項に規定する」に、「警察署」を「警察署（小豆警察署を除く。）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する届出をその者の住所を管轄する警察署長を経由して行う場合は、当該住所を所管区とする交番（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成十二年香川県公安委員会規則第八号）第四条第一項の連絡制交番を除く。）又は駐在所に提出することができる。

第五十一条に次のただし書を加える。

ただし、小豆警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う申請については、運転免許小豆事務所に行うことができる。

第七十条第一項ただし書中「土庄警察署、内海警察署」を「小豆警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う申請書の提出については運転免許小豆事務所」に、「当該」を「当該」に改める。

第七十七条第一項ただし書中「土庄警察署、内海警察署」を「小豆警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う申請書の提出については運転免許小豆事務所」に、「若しくは」を「又は」に、「及びこれらの警察署」を「並びに高瀬警察署及び観音寺警察署」に、「当該」を「当該」に改める。

第七十七条の二第二項に次のただし書を加える。

ただし、小豆警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う申請については、運転免許小豆事務所に行うことができる。

第七十八条に次のただし書を加える。

ただし、小豆警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う免許証の返納又は提出については、運転免許小豆事務所に行うことができる。
第八十二条に次のただし書を加える。

ただし、小豆警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う国際運転免許証等の提出については、運転免許小豆事務所に行うことができる。

第八十三条に次のただし書を加える。

ただし、小豆警察署の管轄区域内に住所を有する者が行う申請書の提出については、運転免許小豆事務所に行うことができる。

第八十五条中、「第三十八条第二項第一号、第三項第一号」を、「第三十八条第三項第一号」に改め、「提出」の下に「のうち、公安委員会に対して行うもの」を加える。

第八十七条第一項中「取消処分者講習に係る」を削り、「次に掲げる書類及び写真の提出(第二号及び第三号に掲げるものについては、提示)をして」を、「住民票の写しその他本人であることを確かめるに足りる書類を提示して運転免許センター又は警察署に」に改め、同項各号を削り、同条に次の一項を加える。

3 法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習(以下「取消処分者講習」という。)を受けようとする者は、前項の書面に記載された日時及び場所において、次に掲げる書類及び写真の提出(第二号及び第三号に掲げるものについては、提示)をしなければならない。
い。

- 一 写真二枚(提出前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのものでその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)
- 二 仮免許所持者は、仮運転免許証

三 住民票の写しその他本人であることを確かめるに足りる書類

第八十九条第一項を削り、同条第二項中「法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習(以下「初心運転者講習」を、「同条第二項に規定する特定講習(以下「特定講習」に、「初心運転者講習」を、「特定講習」に、「申出により」、「を」申出により、取消処分者講習については別記様式第四十八号の取消処分者講習終了証明書を、法第百八条の二第一項第十号に掲げる講習(以下「初心運転者講習」という。)については「に改め、同項を同

条とする。
第九十九条の見出し中「審査等」を「審査」に改め、同条第四項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(特定講習指導員の証の交付)

第九十九条の二 指定講習機関は、指定機関規則第二条第二項第四号に規定する特定講習指導員に対して、別記様式第五十九号の特定講習指導員の証を交付しなければならない。
第百二条第一項中「法第百八条の四第二項に規定する」を削り、同条第二項中「前項の」を削り、「実施日」を「終了日」に改める。

別記様式第十七号備考中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 顔写真は、氏名を記載し及び押印することに代えて、離れることができる。
別記様式第二十二号備考中2を3とシ、1の次に次のように加える。

2 母籍等は、氏名を記載し及び押印することに代えて、離れることができる。

別記様式第四十六号の二中

| | | |
|-------------|-----|----|
| 生 年 月 日 | 性 別 | |
| 明治・大正・昭和・平成 | | 明治 |

を

生 年 月 日

・大正・昭和・平成

に改める。

別記様式第四十八号備考を次のように改める。

備考 1 指定講習機関が講習を実施する場合は、「香川県公安委員会」は、「指定講習機関名及び管理者」とすること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第五十五号中「免許に係る初心運転者講習」を削る。

別記様式第五十九号中「第99条」を「第99条の2」に、「第2条第2項第6号」を「第2条第2項第4号」に改める。

別記様式第六十三号を次のように改める。

別記様式第63号(第102条関係)

講習結果報告書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

指定講習機関名

管理者

下記の者について、道路交通法第108条の4第2項に規定する特定講習を 年 月 日に終了したので報告する。

| 番号 | 氏名 生年月日 | 住 所 | 講習の 種 類 | 免許証番号 | 講習指 導員名 | 効 果 測 定 結 果 |
|----|------------|-----|------------|-------|------------|----------------|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

- 備考 1 取消処分者講習の終了者については、免許証番号及び効果測定結果の記載を要しない。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別表第一土庄警察署の項を削り、同表内海警察署の項中「内海警察署」を「小豆警察署」に、「福田駐在所」を「福田駐在所 大部駐在所 豊島駐在所」に改め、同表高松北警察署の項中「直島東駐在所 直島西駐在所 女木駐在所」を「女木駐在所 直島東駐在所 直島西駐在所」に改め、同表高松南警察署の項中「香川南駐在所 香南駐在所 安原駐在所 塩江駐在所」を「塩江駐在所 安原駐在所 香川南駐在所 香南駐在所」に改め、同表坂出警察署の項中「国分寺交番 王越駐在所」を「王越駐在所」に、「国分寺南駐在所」を「国分寺南駐在所 国分寺交番」に改め、同表丸龜警察署の項中「広島駐在所」を「広島駐在所 高見駐在所」に改め、同表多度津警察署の項を削り、同表琴平警察署の項中「造田駐在所 美合駐在所」を「美合駐在所 造田駐在所」に改め、同表高瀬警察署の項中「大浜駐在所 栗島駐在所」を「栗島駐在所 大浜駐在所」に改め、同表観音寺警察署の項中「仁尾交番 伊吹駐在所」を「伊吹駐在所 仁尾交番」に改める。

別表第一の二に次のように加える。

| | | |
|-------|--|-------|
| 小豆警察署 | 大部駐在所 大鐸駐在所 北浦駐在所 土庄交番 四海駐在所 豊島駐在所 池田駐在所 三都駐在所 | 土庄交番 |
| 丸龜警察署 | 豊原駐在所 多度津交番 四箇駐在所 白方駐在所 高見駐在所 | 多度津交番 |

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の別記様式第十七号、別記様式第二十二号及び別記様式第四十六号の二による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

3 この規則の施行の際現に交付されている改正前の別記様式第五十九号による特定講習指導員の証は、改正後の別記様式第五十九号による特定講習指導員の証とみなす。

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第十号

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則(平成十二年香川県公安委員会規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一号中「生活安全部」を削り、第二号中「生活安全部生活保安課」を削り、「刑事部捜査第二課」を「刑事部組織犯罪対策課」に改める。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

公安委員会告示

香川県公安委員会告示第一号

平成十二年香川県公安委員会告示第二十三号(香川県公安委員会の公印)の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年三月三十日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

三の二を次のように改める。

二 小豆警察署



三中水を削り、へを水とし、トをへとし、チをトとし、リをチとし、又をリとし、ルを削り、ヲを又とし、ワをルとし、カをヲとし、ヨをワとする。

香川県公安委員会告示第二号

平成十二年香川県公安委員会告示第十五号（少年指導委員の活動区域の指定）の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年三月三十日

香川県公安委員会委員長 神 原 博
表土庄地区の項を次のように改め、同表内海地区の項を削る。

| | |
|---------|--|
| 内海・土庄地区 | 小豆警察署の管轄区域のうち、小豆警察署所在地、安田駐在所、草壁駐在所及び土庄交番の所管区 |
|---------|--|

表丸亀地区の項を次のように改め、同表多度津地区の項を削る。

| | |
|----------|---------------------------------|
| 丸亀・多度津地区 | 丸亀警察署の管轄区域のうち、丸亀駅前交番及び多度津交番の所管区 |
|----------|---------------------------------|

香川県公安委員会告示第三号

平成十二年香川県公安委員会告示第十八号（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づく診断を行う医師の指定）及び平成十二年香川県公安委員会告示第十九号（警備業法の規定に基づく診断を行う医師の指定）の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年三月三十日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

| | | | | | |
|----|------|------|------|------|-------|
| 表中 | 馬場英三 | 馬場浩一 | 馬場浩一 | 馬場信一 | に改める。 |
|----|------|------|------|------|-------|

香川県公安委員会告示第四号

平成十四年香川県公安委員会告示第五号（道路交通法施行規則に規定する医師の認定）の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年三月三十日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

表中「馬場 英三」を「三船 和史」に、「馬場病院」を「三船病院」に、「高松市郷東町五八〇番地」を「丸亀市柞原町三六六番地」に、「馬場 哲也」を「田中 剛」に改める。

警察本部告示

香川県警察本部告示第三号

香川県警察の組織改正に伴う関係規程の整理等に関する規程を次のように定める。
平成十六年三月三十日

香川県警察本部長 岩 瀬 充 明

香川県警察の組織改正に伴う関係規程の整理等に関する規程

（香川県警察証紙収納事務取扱規程の一部改正）

第一条 香川県警察証紙収納事務取扱規程（平成十二年香川県警察本部告示第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表一の項中「別表 第一表 使用料の部 一 行政財産の目的外使用の使用料4の項」を「別表第一 第一表 使用料の部 一 行政財産の目的外使用の使用料5の項」に改める。

第三条の表一の項中「別表 第一表 使用料の部 一 行政財産の目的外使用の使用料4の項」を「別表第一 第一表 使用料の部 一 行政財産の目的外使用の使用料5の項」に改め、同表四の項、六の項及び七の項中「生活保安課長」を「生活環境課長」に改める。

（香川県警察遺失物取扱規程の一部改正）

第二条 香川県警察遺失物取扱規程（平成十二年香川県警察本部告示第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表香川県警察本部地域課自動車警ら隊西讃分駐隊の項を削る。

（香川県警察公有財産管理規程の一部改正）

第三条 香川県警察公有財産管理規程（平成十二年香川県警察本部告示第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中「の区分」を削り、

| | |
|-------------------------|-------------|
| 香川県警察本部第一分庁舎 | 香川県警察本部地域課長 |
| 香川県警察本部地域課自動車警ら隊西讃分駐隊庁舎 | を |

香川県警察本部地域課航空隊庁舎

香川県警察本部第一分庁舎

香川県警察本部地域課長

香川県警察本部中讃分庁舎

会計課長

香川県警察本部地域課航空隊庁舎

香川県警察本部地域課長

改め、「牟礼待機宿舎」の下に、「元山待機宿舎」を、「待機宿舎」の下に、「うしお北待機宿舎及び」を加える。

(香川県警察庁舎管理規程の一部改正)

第四条 香川県警察庁舎管理規程(平成十二年香川県警察本部告示第十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表中、「の区分」を削り、

香川県警察本部第一分庁舎

香川県警察本部地域課長

香川県警察本部地域課自動車警ら隊西讃分駐隊庁舎

香川県警察本部地域課航空隊庁舎

香川県警察本部地域課鉄道警察隊庁舎(高松駅派遣所を含む。)

香川県警察本部第一分庁舎

香川県警察本部地域課長

香川県警察本部中讃分庁舎

香川県警察本部会計課長

香川県警察本部地域課航空隊庁舎

香川県警察本部地域課長

香川県警察本部地域課鉄道警察隊庁舎(高松駅派遣所を含む。)

改める。

(香川県地域警察運営規程の一部改正)

第五条 香川県地域警察運営規程(平成十二年香川県警察本部告示第十七号)の一部を次

のように改正する。

第三十九条第二項中「西讃分駐隊」を「中讃分駐隊」に、「善通寺市金蔵寺町千五百番地五」を「仲多度郡多度津町栄町一丁目一番七十四号」に改める。

第五十一条第一項中「香川県土庄警察署」を「香川県小豆警察署」に改める。

(香川県警察文書公印規程の一部改正)

第六条 香川県警察文書公印規程(平成十二年香川県警察本部告示第二十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第四号の表香川県警察本部生活安全全部生活保安課の項を次のように改める。

香川県警察本部生活安全全部生活環境課

香生環

第七条第一項第四号の表香川県刑事部捜査第二課の項の次に次のように加える。

香川県警察本部刑事部組織犯罪対策課

香組対

第七条第一項第四号の表香川県土庄警察署の項を次のように改め、同表香川県内海警察署の項及び香川県多度津警察署の項を削る。

香川県小豆警察署

香小

附則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

香川県警察本部告示第四号

道路交通法実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十六年三月三十日

香川県警察本部長 岩 瀬 充 明

道路交通法実施規程の一部を改正する規程

道路交通法実施規程(平成十二年香川県警察本部告示第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第四号水(7)」を「第四号水(6)」に改め、同条第三項中「第四条第一項

第四号水(5)」を「第四条第一項第四号水(4)」に改める。

第四条第一号中「(4)まで及び(7)」を「(3)まで及び(6)」に改め、同条第二号中「第四条第

改正する。

第四条第一項第五号中「第二条第十四項」を「第二条第十六項」に改める。

附則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

香川県警察本部告示第六号

平成十二年香川県警察本部告示第二十三号（香川県警察の公印）の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年三月三十日

香川県警察本部長 岩 瀬 充 明

一のへを次のように改める。

へ 香川県小豆警察署長印



一中トを削り、チを下とし、リを手とし、又をリとし、ルを又とし、ヲをルとし、ワを削り、カをヲとし、ヨをワとし、タをカとし、シをヨとし、ソをタとし、ツをシとし、ネをソとし、ソの次に次のように加える。

ツ 香川県小豆警察署印



一中ナ及びラを削り、ムをネとし、ウをナとし、ハをラとし、ノをムとし、オをウとし、クを削り、ヤをハとし、マをノとし、ケをオとし、フをクとし、コをヤとし、エをマとする。

平成十六年三月三十日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています